

第16回基山町地域公共交通会議 議事録

開催日時：令和5年12月18日（月）
14時15分～14時45分
開催場所：基山町役場 4階大会議室

■出席者：委員14名（うち代理出席1名） 立会人1名 事務局3名

委員	松田 一也	出席
	西久保 忠良	出席
	平井 伸也	出席
	中島 隆生	出席
	山中 庸男	出席
	平野 かすみ	出席
	日高 紀子	出席
	中村 慎吾	出席
	宮崎 厚志	出席
	緒方 孝博	出席
	堀岡 真也（代理：坂井 歩美）	代理出席
	下川 裕二	出席
	堤 浩	出席
	今泉 雅己	出席
立会人	古賀 陽一郎（代理：牟田 嘉伊座）	出席
事務局	山田 恵（定住促進課）	出席
	浅海 祐司（定住促進課）	
	中川 雄樹（定住促進課）	

■傍聴人：0名

第 16 回基山町地域公共交通会議

1. 開会・議長の選出

○事務局

「第 16 回基山町地域公共交通会議」を始めさせていただきます。地域公共交通会議は、道路運送法に位置付けられているもので、主にコミュニティバスの運行方法等に関することを協議いただく会議となっております。

議長を中島委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○事務局

異議がないようですので、議長を中島委員にお願いしたいと思います。それでは、議事進行を中島議長にお願いします。

2. 協議事項

○議長

それでは議事進行をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、基山町公共交通会議設置条例第 10 条第 1 項により、会議録作成のため、会議録署名人に平野委員を指名したいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○議長

ありがとうございます。

○議

それでは「(1) さがバスまるっとフリーDAYについて」、「(2) コミュニティバスお試し乗車券について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議題 1 及び 2 について、まとめてご説明いたします。

まず、議題 1。1 ページに詳細を載せております。これ自体は昨年度から佐賀県が主体となって取り組まれておりまして、佐賀県内の路線バスとコミュニティバスの利用料金を期間限定で一部の曜日を対象に無料にするという取り組みになります。

実施概要には今回実施する内容を記載しております。実施期間としては令和 6 年 1 月の

毎週水曜日と日曜日となっており、佐賀県内のバス停で降車する場合にバスの運賃が無料となります。基山町のコミュニティバスの場合、日曜日は運行しておりませんので、水曜日に乗車した場合のみ、料金が無料になります。資料自体は佐賀県が作った資料になりますが、広報きやま 12月号の方でも、1月の水曜日に乗られた場合は運賃無料になると、町民の皆様にはお知らせをしております。

1点補足で、最後の行に「ただし、一部、無料の対象外となる予約型乗合タクシー（デマンドタクシー）等があります」と記載がありまして、活性化協議会でお話ししたデマンドタクシーは水曜日に使っても料金無料にはなりませんので、あくまで今回はコミュニティバスのみ無料というところでの実施となります。

こちらの「さがバスまるっとフリーDAY」は、昨年度は1月・2月と、今年度よりも長期間実施しておりまして、参考に昨年度、水曜日にコミュニティバスを無料で使われた方が598名いらっしゃいました。600名近くの方がこの制度を利用して乗車されたということでしたので、今年度は実施期間が約半分になりますが、300名以上の方にご利用いただきたいと事務局としては考えております。

次に議題2「コミュニティバスお試し無料乗車券について」説明します。3ページをご覧ください。

活性化協議会でも話が出ましたので、少し重複しますが、昨年度に引き続き広報誌1月号でお試し無料乗車券を往復の2枚配布予定としております。また、新たな取り組みとして、12月10日に開催されたふれあいフェスタで、コミュニティバス乗車券の出張販売やブース来場者へお試し無料乗車券配布を行っております。無料乗車券については50名弱の方に配布をしており、利用期間については、広報での配布分と合わせて令和6年1月4日から1月31日まで使えるものとしております。

議題1・議題2についての説明は以上になります。

○議長

事務局から説明がありましたが、何かご質問等があれば。

○会長

県の担当部署は違うかもしれませんが、予約型乗合タクシーは対象にならないのでしょうか。

○委員

県で無料の対象にしないと決めているわけではありません。今回の基山町の実証運行については、町の判断で対象外にされたのではないかと思います。制度上はデマンドタクシーも対象としており、デマンドタクシー自体を除く設定にはしていません。対象とするかは、市町の方で決められますので希望があれば対象としていただいても大丈夫です。

○会長

今回は補助金絡みだから対象外にしているのだと思いますが、先ほどの事務局の説明ではデマンドタクシー自体が対象外と取れるような、誤解を生みかねない説明だった。タクシー会社が運行しているコミュニティバスも沢山あるので、デマンドタクシーは違うみたいな説明の仕方は良くない。今回、基山町の場合は補助事業として実施するので、補助の制約上、対象にしないということですね。

○事務局

ご指摘のとおり、今回はあくまで実証実験関係で国の補助との兼ね合いもあり、無料にできなかったというところです。

○議長

他にご質問があれば。

(質問等なし)

○議長

ないようですので、続いて協議事項「(3) 道路運送法第9条第4項の改正に伴う手続きについて」、説明をお願いします。

○事務局

資料4ページをご覧ください。

上部の枠で囲っている部分です。今年4月に改正されました道路運送法の施行に伴い、令和5年10月1日以降にコミュニティバスの運賃について協議を行う際には、地域公共交通会議ではなく、道路運送法第9条第4項で規定する協議会において協議を行う必要があります。今回、それを受けて基山町地域公共交通会議の設置条例改正を行う予定としているところです。なお、今後運賃の変更等を行う際には、例えば基山町地域公共交通運賃協議会のような形の別組織が必要となります。詳細は今後皆さんと協議しながら、新しく作っていくこととなりますが、この公共交通会議でこれまでお諮りしていた回数券などの特殊な運賃設定については、法改正により別会議で行うような形になります。

今後、公共交通会議では、コミュニティバスのダイヤなど運行形態などについてのみ、ご審議いただくように変更となります。

もしよろしければ、運輸支局の方から補足等していただければと思いますが、お願いできますでしょうか。

○立会人

資料7ページをご覧ください。

今後の協議運賃の取扱いについてということで、事務局からご説明いただきました道路運送法の改正概要を載せていただいております。従来の制度が「改正前」欄になります。こちらは今まで通りでして、構成員①から⑦のメンバーからなる地域公共交通会議において、協議いただいた運賃については運輸支局への届出で済むという特例がございました。この特例というのは、原則バスの運賃というものは適正な原価に適正な利潤を超えない範囲かどうかを運輸支局で審査をして、問題がなければ認可をするという認可制というのが原則となっております、ただ、地域公共交通会議で地域の皆様が協議いただいた運賃についてはそういった審査を経ずに届出で済むとそういう意味での特例というわけです。

それで今年10月から改正になったものが「改正後」の欄になります。大きく2つの変更がっております。まず、「公聴会等の開催」。この「等」というのは、公聴会でないといけないというわけではないという意味です。

それからもう一つ、事務局からも先ほど説明がありましたが、「新協議会にて協議」。運賃の協議を目的する協議会を、地域公共交通会議とは別に立ち上げていただいて、その場で運賃を協議していただく必要があるというものになります。その協議会の構成員というのが枠内に記載しており、それが構成員①から④ということになっております。「①自治体」。こちらは市町村や都道府県です。次に「②一般旅客自動車運送事業者」。こちらも従来の構成員にも含まれていたわけですが、大きな違いとして、基本的に地域の交通事業者様が全て参画されていたところがあったかと思います。ただ、新しい運賃協議会における「②一般旅客自動車運送事業者」については、協議の対象になっている運賃を適用する事業者だけというのが基本的な考え方になっております。それから「③地方運輸局長」に、「④市町村長の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者」については、利用者側の代表ということではいわゆる町民の方などになります。これら四者で構成する協議会に先立って、公聴会等を実施していただく必要がありますが、これは公聴会が義務付けられているわけではなく、住民・利用者の方、あるいは利害関係者の意見を反映するための措置をとっていただければ良いということになっております。また、この判断は自治体判断で構わないとなっておりますので、公聴会・パブリックコメント・アンケートやヒアリングなどの利用者や利害関係者の意見を反映させる何らかの措置を協議会開催前にとっていただくようお願いします。以上2点が大きな改正点になっております。ところで、なぜこのような改正がされたかについては、従来の地域公共交通会議の枠組みとしては、複数の事業者が集まって、運賃協議をしていただくことが想定されておりました。ただ、今回の法改正において、複数の事業者が運賃を協議する形が独占禁止法に言うカルテルに抵触する恐れがあるという考えがありまして、それを回避するために、独占禁止法に抵触しない形での運賃協議会の制度が設けられたということです。

以上が今回の改正概要ということになっております。

○事務局

ありがとうございます。簡単にまとめますと、今年の6月の公共交通会議を開いた際には、運賃や回数券を新しく作る場合に協議をさせていただいておりましたが、運賃関係の議案がある時には、新しく作る協議会も合わせて開催することになると考えております。それと別に運賃を毎年10月の改正以外に何か新しく割引や回数券を作る際には、単独でその運賃協議会だけを開催することも想定されます。そのあたりはまた今後検討して行きたいと思っております。現時点での説明は以上になります。

○会長

立会人へ質問ですが、そもそも協議が必要な運賃ってというのはどういったものですか？コミュニティバスとかデマンドタクシーの運賃を指しているのでしょうか？

○立会人

その通りです。

○会長

分かりました。そもそも運行費用については各自治体の予算がほとんどですから、独禁法と言われると違和感があります。逆に行政が関わって予算化しているものに関わらず、この分野というのは、議会があまり絡まない。なので、議会からの意見をという内容かとも思いました。ちなみに今回の法改正では甘木鉄道も対象となりますか。

○立会人

国土交通省の認可を受けた運賃とは別で、その地域の皆さんで協議した運賃を設定している場合には鉄道も対象となります。ただし、基本的に鉄道会社は国土交通省の認可を受けた運賃のみを設定している場合が多いです。

○会長

甘木鉄道は大丈夫ということですね。

○立会人

新たに協議運賃を設定することがない限り、対応は不要だと思います。

○議長

それでは、ただいま説明がありましたが、質問等がございましたら。

○議長

ないようですので、それでは全ての議事が終わりました。
進行を事務局にお返しします。

○事務局

議事の進行ありがとうございました。それではこれもちまして第16回基山町地域公共交通会議を終了させていただきます。本日はご多用中にも関わらず、長時間にわたってありがとうございました。

(閉会)

基山町地域公共交通会議設置条例第10条第1項により、ここに署名する。

会長 _____

会議録署名人 _____